

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年三月奈良県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。